

全 仙

ZENBUTSU

J A P A N
B U D D H I S T
F E D E R A T I O N

仏暦2561年10月
[2018年]

No.639

特集「宗教の防災」





特集 宗教の防災

7年前の東日本大震災では、未曾有の大災害により、甚大な被害が発生したことで、多くの公共施設、または宗教施設が避難所として被災者を受け入れてきた事例があります。突発的な発生にも関わらず対応したことによって、今、災害時の宗教者に対する行政や一般市民からの期待が大きくなっています。

一方で、宗教施設が避難所になりながらも、行政との連携が十分ではないため、物資の供給が滞ったことや、各地域における仏教会の窓口が不明で、行政からの支援内容が十分に伝達されないこともあります。これにより結果的に被災者への支援活動に支障をきたすなど、今後の課題として取り組むべき事項が多数見られます。

近年では南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模な災害が予見されるなか、寺院や宗教者は東日本大震災で学んだ教訓を踏まえ、どういった対応が求められているのでしょうか。

今回は、大規模災害に備えた寺院や宗教者の防災について取り組んでおられる方々からお話を伺いました。

特集 宗教の防災..... 3

対談

大規模災害を見据え、寺院はどう備えるべきか 4

稲場圭信 / 大阪大学大学院 教授

新倉典生 / 東京都仏教連合会 事務局長

コーディネーター 戸松義晴 / 本会事務総長

防災に取り組む寺院 10

芝崎恵應 / 釜石仏教会顧問 日蓮宗 仙寿院住職

本会からの報告

WFB世界仏教徒会議日本大会

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書提出 12

救援基金及び新賛助会員紹介

訂正とお詫び

コラム 檀家数減少時代を考える

仏教が伝わる階層図と入り口作りの方法論 16

堀内克彦 / 株式会社寺社旅 代表取締役社長

法話 ぶっぼうそう

「亡き人と共に生きる」 18

大河内 大博 / 浄土宗 願生寺

宗教法人運営のための法律入門

宗教法人の管理運営 3 19

題字 1

「全仏」 全日本仏教会 江川 辰三 第33期会長(曹洞宗管長/大本山總持寺貫首)

表紙絵「和音寧響」(わおんねいきょう) 1



11月に開催される“compassion”の言葉のなかにある“共に”という意味を表徴に「手=つなぐ、包み込む、守る、開く、招く」をイメージし、瑞鳥、瑞雲を合わせて、共にある様子を安らかに表現しました。万物様々な生き物、自然をそれぞれひとつの「音」と考え、それらが共にありつつ、共振して響き、連なり、和やかな納まりとなることを感じていただけたいと思います。

平みきお / 描手



【主な活動】
和紙、インク、染料などを使い、手描作品の制作および販売。個人・法人のオーダーにもとづく作品制作。実演ワークショップ、レクリエーションの実施など。

や全国から宗教者が支援・救援に駆けつけて、継続した活動をおこなっていることをしっかりと記録し、全国レベルでネットワークを構築する必要があると考え、全国にある寺院、神社などの宗教施設、あるいは、小学校や公民館に設置された緊急避難所のデータベース化を実施しました。

また、東日本大震災での残念な事案として、「政教分離」の間違った解釈によって、行政と宗教が連携してはいけない、できないという誤解が生じ、避難先となった宗教施設に物資が届けられなかったことがありました。実際に、被災地域で指定避難所であった幼稚園や保育所、または公民館ではなく高台にある寺院に逃げたという話があります。そこでは多くの方の命が助けられ、避難生活も行われました。ところが、行政からの物資は全く届かなかった。住職が役場に行つて「物資を届け

てください」と支援を頼みましたが、役場の方に「私的に被災者を受け入れている場所には支援できません」と言われたそうです。災害救助法の原則は、人の命を守る事です。宗教施設であろうと、企業などの民間施設であろうと、人が避難していたら、そこに物資を届ける必要性があります。が、「宗教」というので、そこに一つのバリアができてしまっていたのです。

これをどうにか解決しなければならぬということ、まず実態を把握する必要があると考え、全国の自治体に調査を実施しました。すると、二〇一四年時点で、二千以上の宗教施設が、災害時の協力・協定指定避難所になっているという事実が判明しました。三百程の自治体はそういった協力関係を持っているというのです。

さらに調査を進めると、昭和四十年代から、寺院が指定避難所になっている例が確認できました。公民館や小学校が避難所として整備される以前は、台風など有事の際、「お寺に逃げる」ことが近隣住民や地域の中では当たり前だったわけです。昭和四十年代頃はそういう事実があったにも関わらず、制度化される中で、忘れ去られていきました。

さらに防災を専門に研究する学者が、指定避難所といえば、小学校、公民館と公言し、宗教施設は「政教分離」を理由に利用できないと言っているのです。こういった誤解を解くために、きつくりとしたデータをもとに新聞などの



対談

大規模災害を見据え、

寺院はどう備えるべきか

コーディネーター 戸松義晴 / 本会事務総長

稲場圭信

大阪大学大学院教授。宗教社会学者。主に宗教の社会貢献、利他主義、防災と宗教などを研究している。東日本大震災以降、宗教学者・宗教者と共同「宗教者災害支援連絡会」を設立。現在も継続して被災地支援、地域防災に関わる。

新倉典生

東京都仏教連合会事務局長。東京都宗教連盟理事。日蓮宗善立寺住職。東日本大震災以降、被災地の支援を数多く行い、現在では首都防災に向けた取り組みを進めている。

災害に対する 取り組みの中での課題

戸松 東日本大震災が一つの大きな契機となって、宗教界、あるいは仏教界の災害に対する取り組みが大きく変わってきたと思っておりますが、お二人が東日本大震災から取り組まれてきた活動、またそのなかでの課題などがございましたら、お聞かせください。

稲場 私は避難所となり得る施設のデータベース化と調査研究を行っています。まず「未来共生災害救援マップ」(以下、災救マップ)という、文部科学省の助成金をいただきながら進めた事業があります。それは東日本大震災の際に、私が把握しているだけでも、百以上の宗教施設が被災地で緊急避難所となっていたことがきっかけです。こうした事実

記事にしてもらい、誤解を生じさせないよう働きかけをしています。それが、社会の意識を変えようという意味での調査研究です。



戸松 ありがとうございます。新倉先生はいかがですか。

新倉 私は東京都仏教連合会という組織で活動をしていました。まずは被害に関する情報収集、続いて実際の支援活動ということで、翌日から被災された各地域の仏教会へ電話で連絡をとったのが始まりです。

その中で、具体的に何ができるかというのはまだ見えてこなかったのですが、まずはネットワークの構築を考えていました。例えば宮城県には県単位の仏教会が無かったので、仙台市仏教会を始め、名取市、石巻市、気仙沼市など、それぞれの地域仏教会との繋がりを強めていきました。震災の翌年には、宮城県内仏教会を集め、支援に関する情報交換会を開催することも叶いました。

課題については先ほどの稲場先生と同じです。行政と宗教者との相互の理解ができていないということ。そこに現在も大きな壁があると感じています。特に災害支援においては行政と共に被災者に寄り添うことが非常に大切になります。

戸松 やはり普段から顔の見える関係をつくっていたり、寺院に足を運んでいたりしないと、自然とそこには避難をしないということですね。

稲場 私も北海道から九州まで全国色々歩いて調査していますが、寺院と行政が連携して、境内地で様々な催しをしている所がたくさんあります。

これは、被災地に東京都仏教連合会として慰問やお見舞い、復興の支援をした際に感じました。私たち宗教者には災害で傷ついた方々の心のケアにおいて、大切な役目があると確信しています。

そこで現在は、東京都宗教連盟と連携し、行政と宗教者との距離を縮めるため、東京都と東京都宗教連盟との間で、災害時の宗教施設の活用について働きかけを行っています。これは稲場先生がおっしゃったように、日ごろからの両者による間違った認識をなくすことにも繋がります。

そういったところでは、すでに地域の方々から、いざとなった場合の避難所としての認識がなされています。平時にお祭りなどの会場としてお寺を使用しているところが多い例ではないでしょうか。お祭りの際に、炊き出しなどをしているから、その延長で災害時にもその道具がまかなえる、他にも発電機や色々なものをお寺に置かせてもらうといった良い循環が平常時から防災につながると思います。

新倉 稲場先生がおっしゃるように、東京でも日常的に行政との繋がりの強いところが、宗教施設を利用した防災の備えが出来ているように感じます。というのは、東京都は各市区町村にハザードマップを作るように要請をしています。宗教法人施設を避難所に指定しているのは極わずかです。例えば台東区などは特殊な区で、浅草寺をはじめ

とした宗教施設が避難所に指定されています。日頃から寺院・神社が行政との関わりが深く、タイアップしなければハザードマップが作れないような区なのです。その他の地区では、ほとんど宗教施設は指定されておらず、公民館や公園が主です。実は東京都は公民館というのが非常に少なく、いざ避難となった際に、お年寄りは二、三キロも先にある避難所に行かなければならない。しかし、その二、三キロの間に寺院、神社はたくさんあります。

私も宗教者の立場でものを考えますので、これから特に都市部の寺院が少し門を開けるイメージを持っていただきたいです。日頃から地域社会との繋がりを深めていくことが防災に役立っていくと思います。

戸松 そうしますと、日頃から私たち僧侶や地域の一つひとつの寺院で、普段から何か一歩踏み出してできることがあるのではないかと思います。そのあたり、もしあればお話しください。

戸松 なるほど。稲場先生は学者として専門的調査や事実の積み重ねというところから災害に対する取り組みを、新倉先生は仏教者の立場から被災地域の仏教会との連携や、行政との繋がりの構築に取り組んできたということですね。

宗教界と行政との連携

戸松 以前から地域の寺院や神社が、災害時協力を行っているというお話がありました。が、東日本大震災後にも全国各地に地域の仏教会と行政が防災協定を結ぶという動きが増えているといった事実があります。その際、防災協定を結ぶに当たり、大事な点と、気をつけてなくてはいけない点などがございましたら、お話を伺いたいと思います。

稲場 日頃から、寺院と地域



住民の間で交流ができる機会を増やすことが大事ではないでしょうか。災害時に「今、どこに逃げたらいいか。まずお寺に逃げよう」といった関係になることが理想です。ただ災害協定を結んだということだけで「では、お寺に逃げましょう」と言っても、いつ災害が起こるか分からないところに、地域の人は関心を持

ますと宗教の公益性とは何かと考えさせられます。もちろん宗教法人や宗教団体の主たる目的は、宗教法人法の第二条に定めるように、宗教の教義をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することでありますが、それだけではなく、地域の方や寺院を訪ねていくことが大切であるということですね。

災害対策における寺院の在り方

特集 宗教の防災

戸松 全日本仏教会も今後大きな役割を担うことが求められていますといえますね。東京都仏教連合会が行っているように「行政との連携」を進めることが大事であり、また、稲場先生のお話にあったように「地域との連携」も広めていくことが大切な役割だといえますね。全日本仏教会に加

報共有を行い、その支え合いの繋がりがや信仰をもとに各地区で防災の輪を広げていくということ、これが地域協定です。さらには全日本仏教会や東京都仏教連合会が加盟寺院に対して、行政との繋がりを促進していく努力も大切です。その役割というのはとても大きいと思います。

宗教者が集い、一つの連合体を作る意味は、行政と話ができるというメリットがあります。防災に関しては、宗教を超えた協力体制が大事になってきます。

今回の対談では、稲場先生と新倉先生から災害に対する取り組みとその課題を伺いながら、防災や減災には、日頃からの地域のつながりや、様々な連携の構築が有効であるということを再認識いたしました。私たちは、宗教法人が公益法人等として公益性を認められているという意味と意義をもう一度見直して、宗教が社会で担う役割の重さを忘れてはならないと思えました。本日はありがとうございました。



ので、信仰の部分とは別の部分でも連携していくことが大事だと思えます。地域防災ということで、行政との連携の前に、自主防災組織をつくるという活動があります。そこに地域の宗教者も連携していくことが重要です。例えば、徒歩十五分圏内に広い境内、駐車場がある宗教施設を一つの防災拠点にしていくことがあげられます。他にも「うちのお寺はちよつと小さいので、そういうことは協力が難しいかもしれない。けれども、他の部分で協力できる」など、宗教・宗派の枠を超えて、地域防災で連携していくと、災害時にもうまく機能するのではないかとということが考えられます。やはり一つの寺院、一つの神社でできることは限られているので、そういった連携をすることが大切です。

次に物資の融通の仕方があると思います。今は、なんととってもSNSの時代です。行政や自衛隊の物資よりも、市民あるいは宗教者のネットワークの物資の方が早く届く可能性もあります。平成二十八年熊本地震の際には、ある神社が「災害マップ」を使ってくださり、今回の大阪北部地震でも、ある教会が「シェアワー使えます」と投稿してくださったりと、ネットワークが広がっています。

また例えば、あるところで行政の物資が届いていない人が百人いたとします。そうすると、それを見た人がツイートしたりして、集中して物資が届き、飽和してしまう場合があります。SNSにはそういった問題点があるという批判も聞かれますが、日頃から地域の中で、宗教施設が枠を超えて協力していれば、物資が届きすぎたという場面でも「ちよつと余っちゃうから、あの地域のお寺、神社に多分必要だろう」と届く場合もあるでしょう。日頃からこのよ

うな協力関係があれば、災害時もそういった動きができるようになります。

連合体を通じた情報共有の重要性

戸松 稲場先生のお話によりますと、宗教を超えた様々な方々との繋がりを日頃から大事にしていきながら、行政とも協力していくということですね。新倉先生、先ほどのお話にございました東京都宗教連盟での様々な活動においては、いかがでしょうか。

新倉 やはり繋がりがや情報共有が大切だと思います。今おっしゃられたようなことは、我々が日々の法務を務めている寺院の運営・経営の中では、あまり意識できていないことではないでしょうか。例えば寺院に対して「広いスペースがあるのだから、何か



東日本大震災によって津波の被害を大きく受けた岩手県釜石市。市街地から高台上がったところにある寺院、芝崎恵應氏が住職を勤める仙寿院(日蓮宗)は、昔から地域の災害時避難所になっていました。当時、仙寿院は一時避難所として指定を受けていましたが、震災発生時、750名を超える被災者が避難しており、復興に向けての見通しも立たない大規模災害であったため、被災者との避難生活に151日間共にされ、芝崎氏自身も被災されたにも関わらず、避難者に対して真摯に接してこられました。

震災後、ひとつの宗派や寺院では大規模災害における対応が困難であると感じ、地域の寺院と協力し、釜石仏教会を設立されました。本項では、芝崎氏が自身の経験をもとに、設立された仏教会について、また地域や行政と連携しながら取り組んでいる様々な防災活動についてお話を伺いました。

釜石仏教会の設立

釜石仏教会の設立は東日本大震災直後、ある場面に直面をしたのをきっかけに近隣寺院に声をかけたのが始まりです。また、私が釜石市の保護司を勤めていたことでできた、繋がりやご縁があったことも大きな要因です。

その場面というのは、近くに遺体安置所があることを知り向かったことに始まります。そこには想像をはるかに超える数のご遺体があり、あまりの多さに驚きが隠せず、「これはひとつの宗派や寺院では対応できないだ

ろう」と強く感じたのを覚えています。

しばらくして、ようやく車が通れるようになったとき、釜石市内の寺院を回り「遺体安置所から火葬場へご遺体の移動が始まったら、ご廻向が必要になります。一緒に協力をお願いできませんか」と各寺院へ呼びかけました。

声をかけた皆さんからは、すぐに快諾の返事をいただいて、宗派の垣根はないのだと身に染みてわかりました。そうしてできたのが釜石仏教会。震災から6日後の3月17日のこと

でした。

釜石仏教会は釜石市とその隣にある大槌町の寺院、計17カ寺で構成されています。声をかけてから全寺院が揃うことができたのは3月末頃です。



設立後、仏教会として行政に意見を提出し、災害時に寺院を

避難所として使用でき、開放す

るという連携協定を平成25年10月に結びました。地方自治法には、宗教法人には便宜供与を行ってはならないの一文があります。これは、寺院が単体で避難所として運営する場合には支援や保証が取れないといった理由からです。ですから、第三者として仏教会と行政との提携を考えたのです。もちろん仏教会として、指定されるあらゆる災害や支援に対処する責任も出てきます。

しかし、今までのように宗派や寺院単位、あるいは宗教者個

人として行動しては、大規模な災害が起こった際に制限や限界があり、世の中を動かそうと思っただけでないと難しい。行政はひとつの宗派や寺院が相手だと布教活動と捉えられてしまいがちですが、仏教会だと見えれば協力してくれますし、認知してくれます。ですから、仏教会というものの影響はとても大きく、価値があるのです。

また、当山では災害時の啓蒙活動として、平成26年から新春韋駄天競走」というものを開催しています。もちろんただの競走ではありません。「避難場所まで逃げれば助かる」という意識を根付かせることを目的に活動しています。市街地をスタート地点としてゴールである高台の仙寿院を目指し一気に駆け上がります。この行事は毎年2月に催していた「節分追儺会」と併せて開催し、「逃げる」といいこ

新春韋駄天競走の開催

もともと、地元出身者で構成される釜石応援団が震災後の釜石市民の元気を付けるために作興し、津波の教訓をいかにして残せるかという思案を重ねていきました。津波が来た際に有効な手段は高台に逃げることに。永く続けるためには楽しさも必要で、兵庫県の西宮神社で開催さ



参加者は高台の仙寿院を目指して走る

と(福)がある // 生き延びることができるといふコンセプトのもとに行っています。

れる開門神事をヒントに行事が考えられました。そして当山の高台にある立地が開催条件に当てはまるということによって白羽の矢が立ったのです。

初開催には40人程でしたが、開催5回目となった平成30年には160名を超える参加者が集まり、年々認知度が高まってきています。これからもこういった行事を通じて、災害の教訓を伝えていければと考えています。

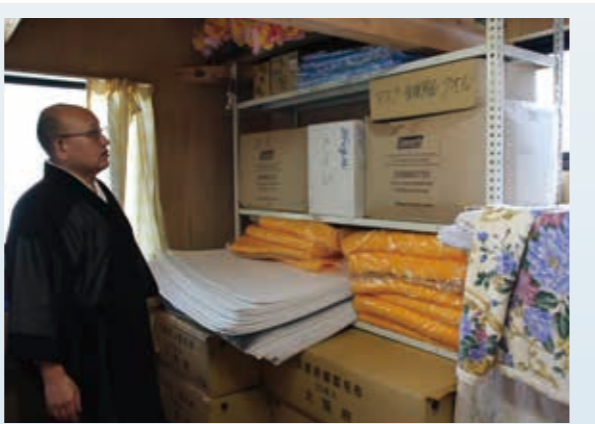
プロフィール

芝崎恵應

釜石仏教会顧問
日蓮宗仙寿院住職
仙寿院・岩手県釜石市大只越町二・九・一



現在、仙寿院では災害に備え、本堂内に物資を備蓄している。物資は行政より、指定されている避難場所へ供給される。
(毛布50枚、シート10枚、保温用アルミシート20枚、米を常時100kg、飲料用ペットボトル50本、缶詰、布団10組、医薬品、AED等)。





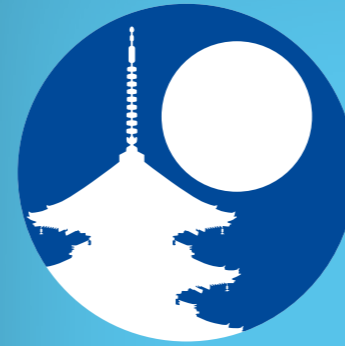
手交の様子
左:戸松義晴(本会事務総長) 右:山口泰明氏(自由民主党組織運動本部長)

二〇一八年七月三十日(月)、安倍晋三内閣総理大臣宛に「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書を、自由民主党本部において戸松義晴(本会事務総長)から山口泰明氏(自由民主党組織運動本部長)へ手交いたしました。

「首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請」文書提出

COMPASSION IN ACTION

慈悲の行動



第29回 WFB世界仏教徒会議
第20回 WFBY世界仏教徒青年会議
第11回 WBU世界仏教徒大学会議
日本大会

世界仏教徒会議が10年ぶりに日本で開催!

来る11月5日(月)～9日(金)、(公財)全日本仏教会財団創立60周年記念事業「第29回WFB世界仏教徒会議・第20回WFBY世界仏教徒青年会議・第11回WBU世界仏教徒大学会議日本大会」(通称、世界大会)が、マロウドインターナショナルホテル成田と曹洞宗大本山總持寺で開催されます。

世界大会における世界仏教徒会議を(公財)全日本仏教会が主催し、世界仏教徒青年会議を全日本仏教青年会が主催いたします。

11月9日(金)
記念法要・記念式典・仏教イベント

シンポジウム

テーマ「Creating Hope in Life and Death」

— 生死の中に見出す希望 —

(要申込: 先着50名)

お申込み・お問合わせは
全日本仏教会webサイト
<http://www.jbf.ne.jp/60th/>
または、右記QRコードより
お願いいたします。



会場: 曹洞宗大本山總持寺
(神奈川県横浜市鶴見区)

世界の仏教徒が一堂に会する「世界大会」について

WFB世界仏教徒連盟は、世界の仏教徒が交流友好親善を図るとともに、仏陀の崇高な教義の普及と世界平和への貢献を目的として、1950(昭和25)年に設立された世界最大の仏教会です。同じく、WFBY世界仏教徒青年連盟は、1972(昭和47)年WFB世界仏教徒連盟にて発足した世界最大の仏教青年会です。日本では、(公財)全日本仏教会が唯一のWFB世界仏教徒連盟日本センターを、全日本仏教青年会が唯一のWFBY世界仏教徒青年連盟日本センターをつとめています。2年に一度、WFB世界仏教徒連盟、WFBY世界仏教徒青年連盟最高の議決機関として、世界仏教徒会議が加盟国で開催され、開催国はその貴重な機会にあわせ、仏教興隆をはかるための式典や法要、イベントなどを含む大会を開催いたします。

Yokohama

2018
JAPAN



首相及び閣僚の靖国神社公式参拝に関する見解並びに要請

私たち仏教徒は、釈尊の御教えである「いのちの尊重」「慈悲の精神」に反し、かつて戦争にかかわったことへの反省の上に立ち、争いのない世界をめざして様々な活動を行っております。
本年も「戦没者を追悼し平和を祈念する日」が近づいてまいりました。本会の加盟団体に所属する全国七万余の寺院でも、太平洋戦争を始めとするすべての戦没者の方々に対し、丁寧に追悼法要を行って来ております。毎年、千鳥ヶ淵戦没者墓苑において追悼法要並びに平和祈願の法要を多くの檀信徒とともにしている加盟団体の宗派もございます。
そのうえで、本会は、一九八一(昭和五十六)年以来、首相及び閣僚の「靖国神社公式参拝」に対して一貫して反対の意思を表明してまいりました。靖国神社が、過去において、国家神道の象徴的な神社としての地位を与えられ、先の大戦まで戦争遂行の精神的支柱の役割を果たしたことは歴史的事実であります。
終戦後、日本は日本国憲法を制定し、平和をめざして歩んでまいりました。しかし、現在の靖国神社に、首相及び閣僚が公式参拝することは、憲法に定める「信教の自由」「政教分離」の原則に抵触するばかりでなく、靖国神社が今もなお国家の中心的な戦没者追悼施設であるかのような誤解を招くことになりかねません。なぜならば、靖国神社は、特定の基準をもって合祀の対象とした戦没者を祀る神社であり、一宗教法人施設であることは明白であるからです。
戦没者の追悼は、本来各ご遺族がそれぞれの仰ぐ宗教によってなされるべきものであります。これを国家の名において行うのであれば、それは戦争によってかけがえない生命を失われた全ての方々に対する深い懺悔と、平和に対する願いをこめて丁寧に重なるべきであり、その儀礼のあり方もご遺族の方々の信教の自由を侵さぬよう配慮されなければなりません。
安倍内閣におかれましては、「信教の自由」と「政教分離」の原則に基づいて、国民誰もが安らかな心で戦没者を追悼することができますよう、賢明なご判断とより一層慎重な行動をとられますよう、重ねてお願い申し上げます。

二〇一八(平成三十)年七月三十日

公益財団法人 全日本仏教会

理事長 釜田隆



内閣総理大臣 安倍晋三 殿

訂正とお詫び

本誌2018年7月号(No.638) 暑中協賛記事に誤りがございましたので、記事を訂正し掲載いたします。

関係者の皆さま並びに読者の皆さまにはご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

浄土宗

「浄土宗二十一世紀誓願宣言」
愚者の自覚を
家庭にみ仏の光を
社会に慈しみを
世界に共生を

浄土宗宗務庁
〒605 0062 京都市東山区林下町四〇〇・八
TEL 〇七五(五二五)二二〇〇
FAX 〇七五(五三二)五一〇〇
〒105 0011 東京都港区芝公園四・七・四
TEL 〇三(三四三六)三三五一
FAX 〇三(三四三四)〇七四四
<https://jodo.or.jp>

浄土宗宗務庁
総長(公室長) 伊藤唯真
人権同和室長 豊岡隼尔
宗務局長 中村在徹
総務局長 川中光教
教務局長 谷上昌賢
財務局長 杉山俊明
社会国際局長 新谷仁海
文化局長 幸島正導
総長(公室長) 宮林雄彦
人権同和室長 土方了哉
宗務局長 職員一同

日蓮宗

日蓮聖人降誕八百年

管 長 菅野 日彰
宗務総長 中川 法政
伝道局長 塩田 義徹
総務局長 松永 慈弘
伝道部長 松井 大英
教務部長 北山 孝治
総務部長 大場 正昭
財務部長 木村 吉孝
宗務総長室長 木内 隆志
日蓮宗現代 三原 正資
宗教研究所長 渡邊 義生
日蓮宗新聞社 長 山口 裕光
参 与 吉田 顕綱
参 与 吉田 顕綱

日蓮宗宗務院
〒146 8544 東京都大田区池上二二二・一五
TEL 〇三(三七五)七一八一
FAX 〇三(三七五)七一八六
<https://www.nichiren.or.jp>

臨済宗妙心寺派宗務本所

管 長 小倉 宗俊
宗務総長 栗原 正雄
総務部長(兼) 上沼 雅龍
花園会館長 野口 善敬
教務部長 野口 善敬
財務部長 澤田 慈明
花園会 本部長 古山 敬光
法務部長 吹田 良忠

かげさま
お

〒616 8035 京都市右京区花園妙心寺町六四
TEL 〇七五(四六三)三二二一
<http://www.miyoshinji.or.jp/>

愛知県仏教会

顧問 吉田 教行
顧問 伊藤 正導
会長 舎人 経昭
副会長 渡邊 徳温
副会長 山田 泰信
副会長 岩木 涼山
理事長 軽部 浩史
事務局長 佐野 真吾

〒468 0051 名古屋市中区植田一・三二一
TEL 〇五二(八九三)九二九〇
FAX 〇五二(八九三)九二九〇
全久寺内

「救援基金」寄附者一覧



- (平成三十年七月豪雨(指定寄付))
建福寺
有限会社新信アカウンティングオフィス
妙定院 小林正道
全日本葬祭業協同組合連合会
大蔵寺 佐藤直道
玉林寺 長谷塚堂
栃木県仏教会
株式会社社力ナメ
顕本法華宗
玄向寺 荻須眞教
大阪府佛教会
金蔵院
ティケイヘンデルアート黒塚利治
一般社団法人日本石材産業協会
圓満寺 西郊良光
宮崎市仏教会
寂光院 松平貴胤
愛知県仏教会
臨済宗妙心寺派
神奈川県仏教会
西山浄土宗
高木義明
金峯山修験本宗
天台宗 一隅を照らす運動総本部
球救援事務局

- 高野山真言宗 社会人権局
日蓮宗宗務院
真言宗豊山派
出口隆順
光照寺 今村公夫
甲賀町仏教会
福泉寺
本門佛立宗 宗務本庁
能登川地区仏教会
一般財団法人埼玉県佛教会
水口地区佛教会
栃木県仏教会
小山市仏教会
真言宗智山派宗務庁
WFB世界仏教徒連盟
匿名希望二件
- 総計 一,八四一,八六八円
ご支援、誠にありがとうございます。

「賛助会員」新規入会者一覧

(平成三十年七月豪雨(指定寄付))
久喜和裕
ご入会、誠にありがとうございます。

賛助会員募集

本会では賛助会員を募集しております。全国のご寺院をはじめ、企業や団体、個人としてご入会いただけます。入会等の詳細は本会Webサイトをご覧ください。

http://www.jbf.ne.jp/about/index/about_member.html

檀家数減少時代を考える

仏教が伝わる階層図と入り口作りの方法論

株式会社寺社旅・代表取締役社長 堀内克彦

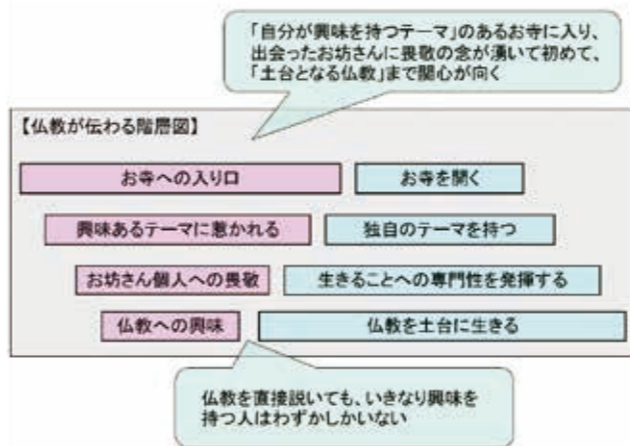
布教と経済が両輪で回る「石垣型のお寺設計」、人の出入りがお寺を磨く「宗教性を高める2つの方法」を前号まで書かせて頂きました。

これからの人口減少社会において、お寺には多様な入り口が求められます。そして私が考える方向性の一つをまとめたいものが前二回となるわけですが、今回は具体的に人を呼ぶ方法を紹介します。

まずは「仏教が伝わる階層図」(下図)について。私がお坊さんたちの前で講演させて頂くときによく用いる図ですが、右側(青)が僧侶視点、左側(ピンク)がお寺の外にいる人間視点です。

一番下の階層では大前提ですが、お坊さんは仏教を土台に生きています。そこでそのままの人間に仏教を伝えようと考えると、興味を持って頂ける方はごくわずかです。さらにそうした人はすでにどこかのお寺に足を運んでいたり、本屋で仏教書を買って読んでいます。このためこれだけではゼロから仏教を信じる人は、なかなか増えません(もちろん、仏教を直接伝えることが、不要だと言っているわけではありません)。

そこで二階層目。これは私の個人的な



考えですが、仏教はより良く生きるための教えではないかと思っています。そしてそうであるなら、お坊さんは生きることの専門家でなければおかしな話です。そして「生きることの専門家」とはなにか。それは常人にはできない生き方を歩む人のことでしょう。

お釈迦様のいた時代であれば、その一つは肉食妻帯しないことが含まれていたかもしれません。しかし現代の一般の

んがいます。食の体験イベントや様々なレシピ集を出しながら、日ごろおざなりになりがちなお食事と向き合う大切さを説き、命を頂く意義を啓蒙しています。

また音楽活動を

をされているお坊さんも増えてきました。お経をそのまま歌にしたり、歌詞に仏教思想を取り入れるなど、メッセージ性のあるコンサートは人気です。



ピアノを弾くお坊さん

手品と法話を組み合わせた方もいます。長さの違う二本のロープを見せたと

思うと、次の瞬間には同じ長さになったり、くっついて一本のロープになったり

します。これも見ているものがすべてではないという言葉と一緒に実演されると、説得力が増していきます。

癌を患う方が同じ病の人間同士で悩みを打ち明けるイベントを作ったり、同一性障害に悩んだお坊さんが想いを共有する場を設けたりと、ご自身の苦しみがあるからこそ開かれていく場もありました。

こうした仏教と何かを組み合わせている方に話を伺うと、お坊さんだからこそ得られるアドバンテージを述べる方が多くいます。

人に寄り添う日本の僧侶であれば、それは普通の人ならひるむような困難に挑むことではないでしょうか。そこで三階層目として、何か一つで良いのでそれぞれのお坊さんが独自のテーマを持つことが必要になります。それは特別なスキルを磨くことでも良いですし、新しいものを生み出す挑戦もあるでしょう。苦しんでいる人や社会を救う問題解決に取り組みことも考えられます。

どんなことでも構わないので、理想を掲げて突き進むこと。仏教を柱に生きていく人間は違う。周りからそう思われて、ようやく専門性を発揮していると言えます。

さらに一番上の階層で、人と向き合う手段としてお寺を開きます。するとお坊さんが掲げたテーマによって、興味や悩みを持つ方が足を運ぶようになります。次に左側のお寺の外にいる人間の階層に移りますが、お寺の入り口から自分が興味あるテーマに辿り着くと、そこで人生と真剣に向き合っている、頑張っているお坊さんの姿が目に入ります。するとそのお坊さん個人に畏敬の念が湧き、土台になっている仏教にも興味が生じます。

これはとても回りくどい方法です。しかしこれまでのように檀家さんがそのままの世代を連れてきてくれた時代と異なり、仏教のように人生の根幹を揺るがす人脈が売りの方でも僧侶との接点は少ないわけです。また一つに分野で頂点を極めているような方には、お坊さんに興味を持つ方が少なくありません。私はこうした人脈形成における僧侶という立場の優位性は、どんどん使っていくべきではないかと考えています。

とある坐禅会で、カイロプラクティックの指導者が前に立たれたことがありました。この方は背筋を伸ばすことが心身にどのような影響を及ぼすかを解説し、お坊さんとは全く異なる視点から坐禅の特徴を伝えていました。



カイロプラクティックと坐禅

映像制作会社と手を組んでYouTubeに動画を載せたところ、日本中から人がお参りに来るようになったお寺もあります。

私が関わっているプロジェクトでは、宿坊の開設・運営を支援する会社もありますし、フリーのウェディングプランナーの中には、仏前結婚式をプロデュースしたいと私に相談に来られる方もいました。

これまでは工場やオフィスに均質の人間を大勢集めた大企業が有利な時代でしたが、機械化や自動化が進んでいく

るがす価値観をあっさり受け入れてくれる人間は少数派です。

つまりお坊さん自身が困難と向き合うこと、難易度の高い人生でも仏教は支えになると証明できないと、仏教自体に目を向ける人間も減っていくわけです。

そこで私はこうした仏教を背中で語る場作りのために、お坊さんに「セカンドスキルを作る」と「スペシャリストと手を組む」ことを提唱しています。まず、セカンドスキルとは何か。これは仏教と組み合わせるもう一つのスキルです。生き方そのものとも言える仏教は、世の中にあるほぼどんな分野とも組み合わせが可能です。

例えば私は大学時代に機械工学を専攻していましたが、金属棒にどのくらい荷重をかければ曲がるかといった計算式は、業界の外で使える場面は皆無でした。しかし仏教はお坊さん個人の趣味や特技、あるいは社会問題に対する活動など、どんな分野とも幅広くつなげることが出来ます。



お坊さんが作った料理

私が日ごろからお付き合いさせて頂いている方の中には、料理が得意なお坊さんが多いことは足かせにさえなっています。しかし異なる知識、異なる背景を持つ人同士が手を組む利点が格段に高まっているのが今の社会であり、政治や経済、アート、スポーツなど、あらゆる分野の人間がお坊さんと手を組みたいと考えて始めてきています。

ただでさえ人脈作りに有利なお坊さんにとって、この潮流は追い風とさえ言えるものです。セカンドスキルを作るにしても、スペシャリストと手を組むにしても、そこから生まれたものはお寺に人を呼び寄せるかけになります。

そして新しいものを生み出す過程でお坊さんが困難に挑む姿が、多くの人を仏教へと導く入り口になっていくでしょう。

堀内克彦

株式会社寺社旅・代表取締役社長

宿坊研究会・縁結び神社研究会・お守り研究会を運営し、参加者1000人を越える寺社旅サークルの主宰や複数企業の顧問、仏前結婚式盛り上げ企画、お寺の漫画図書館、寺社好き男女の縁結び企画「寺社コン」などをプロデュース。

著書に『宿坊に泊まる(小学館)』『ごころ美しく京のお寺で修行体験(淡交社)』『恋に効く! えんむすびお守りと名所山と溪谷社』など。

宗教法人運営のための 法律入門

宗教法人の管理運営 3



責任役員 2

1. 責任役員の職務権限についての制限

責任役員の職務権限は、宗教法人の事務を決定することでした(宗教法人法第18条4項)。しかし、この責任役員の事務決定権には、次のような制限があります。

(1) 事務の決定機関であるという本質に反する規則の定めを行ってはならないこと

事務決定権は、法人規則の定めるところによるとされています(宗教法人法第18条4項)。しかし、規則でどのように定めてもよいというわけではありません。法人規則の定めは、責任役員が事務一般の決定機関である、という本質に反するものであってはなりません。従って、特定の事務を他の機関に決定させたり、特定の事務に関する決定権を責任役員から奪ってしまったり、決定する範囲を狭めるようなことはできません。但し、事務決定にあたって、他の議決機関(例えば、宗議会、総代会、信者総会等)の議決を経る必要があったり、諮問機関の意見を予めきかなければならないとか、日常の事務の決定を代表機関に委任することなどは認められています。

(2) 特別の利害関係がある事項については議決権行使ができないこと

責任役員は、自分と特別の利害関係がある事項については、議決権を行使することができません(宗教法人法第21条2項)。例えば、宗教法人が責任役員と売買契約を締結したり、宗教法人が責任役員に金銭や土地を無償で貸し付けたりする議決には、参加できません。宗教法人が責任役員の債務を保証したりして、宗教法人に直接間接に不利益を与えたり、責任役員に利益を与える可能性をもつ取引や行為も同様です。このような場合に仮責任役員を選任することになります。仮責任役員については、あとで説明します。

2. 責任役員の責任

責任役員には2つの責任があります。宗教法人に対する責任と、第三者に対する責任です。

(1) 宗教法人に対する責任—契約責任

責任役員と宗教法人の法律関係は、委任という契約関係です。従って、委任契約上の「善良な管理者の注意」をもって処理をするという義務が生じます。「善良な管理者の注意」とは、民事上の過失責任の前提となる注意義務の程度を示す概念で、宗教法人の責任役員たる地位から考えて、通常要求される程度の注意のことをいい、「善管注意」とか「善管注意義務」ともいわれています。これに違背したり、これを怠ると債務不履行として宗教法人に対して損害賠償義務が生じます(民法第415条)。代表役員が不適切な処理をしたために損害が宗教法人に生じたとき、その事項に賛成の議決をした責任役員は、善良な管理者の注意義務を尽くさなかったとして、その宗教法人に対して債務不履行の責任を負うというわけです。従って、反対ならば反対であることを議事録に記載しておくことが望まれます。

(2) 第三者に対する責任—不法行為責任

責任役員の第三者に対する責任とは、不法行為責任のことです。代表役員がその職務において不法行為をしたときは、宗教法人が第三者に責任を負います(宗教法人法第11条1項)。責任役員が、その事項に賛成しても第三者に対しては直接関係をもちませんから責任を負うことはありません。しかし、代表役員が職務外の事項について不法行為をした場合には、その事項に賛成の決議をした責任役員が共同不法行為者として代表役員と連帯責任を負うこととなります(宗教法人法第11条2項)。従って、この点からも反対ならば反対と議事録に明記しておくことが後日のためによいでしょう。

作成・監修 弁護士 長谷川正浩

『亡き人と共に生きる』

私たちの人生に起こる様々な辛いことのうち、愛する人との別れは、最も辛い出来事の一つと言えましょう。平穏無事だった日常、当たり前にあった生活が崩れ、想定されていた明日の世界が一変する苦しみを、お釈迦さまも「愛別離苦」として人間の根本苦と説きました。

私はそうした死別の悲しみのなかにある方々のサポート活動をさせていただいてきました。「親を亡くすことは自身の過去を喪うこと、伴侶を亡くすことは自身の現在を喪うこと、子どもを亡くすことは自身の未来を喪うこと」という言葉があります。二人称の死は、愛するが故に自分自身の一部を奪い去られる1.5人称の死として、私たちに迫ってきます。

私たちはその悲しみ、痛みにどのように向き合うのでしょうか。私が活動のなかで、大切な方を亡くされた方々から教えていただいたことは、向き合うことそのものは、方法ではなく、「生き方」である、ということでした。つまり、大切な人が自分の前からいなくなってしまう人生をどう生きるのか、という“生き方”のなかに、死別の痛みとの共存が拓けていくということでした。そして、多くの方が、その痛みのなかで、“亡き人と共に生きる”生き方を大切にされていることに気づかされました。大切な人の死は、遺された者に亡き人を忘れ去ることを迫ってくるものではなく、今なお続く“絆”のなかで、亡き人との共生という人生観をゆっくりと育む力が私たち一人ひとりにあることに気づかせてくれるのです。

1985年御巣鷹山に墜落した事故のご遺族である美谷島邦子さんは、事故から25年目に出版された手記のなかで「私は、悲しみは乗り越えるのではないと思っている。亡き人を思う苦しみが、かき消せない炎のようにあるからこそ、亡き人と共に生きていけるのだと思う。」と述懐されています。悲しみや苦しみを、消し去るものでも、乗り越えるものではなく、抱えながら生きてゆき、亡き人と共に生き、その後の人生の重要な価値観へと転換していく生き方を教えてください。

この生き方は、仏教にも通じるものです。法華経のなかに「常に悲感を懐いて心づいに醒悟す」という一説があります。人生のなかには悲しく辛いことが次々とやってきます。時に、打ちひしがれ、立ち上がることなど想像もできない時もあるかもしれません。ですが、その深い悲しみを否定するのではなく、大切に胸に抱き、悲しみのままに生きる生き方を通して、他者への慈しみともなってゆく。その自分を支え、見護り、背中を押してくれるのは、他でもない、先だった大切な亡き人であるという、亡き人と共に生きることの大切さを私たちに教えてくれるのではないのでしょうか。

※迷いからさめて、悟ること

プロフィール 大河内 大博(おおこうち だいはく) 浄土宗 願生寺

著書:『今、この身で生きる』(ワニブックス)他。2009年第1回浄土宗平和賞、2013年第37回正力松太郎賞青年奨励賞受賞。

法話
ぶっぽうそう
3

「ぶっぽうそう(仏法僧)」では専門家や大人だけではなく、子どもでも分かりやすい言葉や内容を心がけて、日々の生活に役立ち活かしていける法話を紹介いたします。





全日本仏教会

検索

<http://www.jbf.ne.jp>



発行所

〒105-0011 東京都港区芝公園4-7-4 明照会館2階

TEL:03-3437-9275 FAX:03-3437-3260

e-mail:info@jbf.ne.jp

2018年10月1日発行 10月号 第639号